

電安炉技第10号  
平成28年 7月 4日

原子力規制委員会  
原子力規制庁 殿

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清水 希茂

島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に係る  
重複する案件について

当社は、平成25年12月25日に島根原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る原子炉設置変更許可申請（以下「後申請」という。）をあわせて行いました。

従いまして、既申請と後申請の2つの案件が重複することとなりますが、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）を既申請における有効性評価で使用しない部分については、相互の申請内容に安全性の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願いいたします。

なお、既申請の許認可後、後申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
（2号原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成25年12月25日（電安炉技第14号）
3. 変更の理由：

改正された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等を追加する。

あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【後申請案件】

1. 申請書名：島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
（2号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成28年 7月 4日（電安炉技第9号）
3. 変更の理由：

改正された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の施行に伴い、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに体制の整備等を追加する。

あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

以上